

第134回日商簿記検定（2013年6月9日実施）から試験範囲が改定されます。

## ▼償却債権取立益

過去に範囲だったものが、一度範囲から外され、今回再び範囲に含められることになりました。しかし、15回に1回程度出題されるかどうかの、非常に細かい論点です。余裕がある方はおさえておきましょう。

## ▼償却債権取立益とは？

過去に貸し倒れた売掛金や受取手形の一部が回収できたときに使う勘定科目です。

売掛金や受取手形などの債権を持っている取引先が倒産した場合、当店は、**1. 貸し倒れの発生**として処理します。倒産した取引先はその後、財産を売却するなどして少しお金が生じることがあります。そして、お金を当店の返してくれることがあります。お金を返してもらえたとき当店は、**2. 貸し倒れた金額の一部を回収した**処理をします。

具体例をみてみましょう。

### 1. 貸し倒れの発生

2013年度末に売掛金¥100,000が貸し倒れた。前期末に貸倒引当金は計上していなかった。

※このとき貸倒引当金を計上している場合も**2.**の処理は同じ。

①売掛金が貸し倒れたため、減ったことになる。右に「売掛金」と書く。

/ **売掛金 100,000**

②反対側に「貸倒損失」を書く。

**貸倒損失 100,000** / **売掛金 100,000**

### 2. 貸し倒れた金額の一部を回収した

2014年度期中に、前期に貸し倒れた売掛金の一部¥10,000を現金で回収した。

①現金を回収したので、左に「現金」と書く。

**現金 10,000** /

②過去に貸し倒れ処理した売掛金が回収できたので、反対側に「償却債権取立益」と書く。

**現金 10,000** / **償却債権取立益 10,000**

「償却債権取立益」は収益で、損益計算書では原則として営業外収益として表示される。